



学園の教育目標
心豊かに学び合い、自他ともに高まろうとする児童・生徒の育成

めざす児童・生徒像

- ・すすんで学び合い、創造しようとする児童・生徒
- ・思いやりの心をもって、他の人と協力して活動する児童・生徒
- ・心身共にたくましく、健康で最後までねばり強くやりぬく児童・生徒

重点目標
『つながり合う集団づくり、学び合う授業づくり』

千鳥の杜学園 小中一貫3項目
『あいさつができる』
『相手意識をもって話を聴くことができる』
『自分の思いを伝えることができる』

生馬小 いじめ防止に関わる基本方針

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、どの学級でも、どの児童にも起こり得ることから、学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重して教育委員会や家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの「未然防止」「早期発見」「いじめに対する措置」に取り組んでいきます。

基本理念

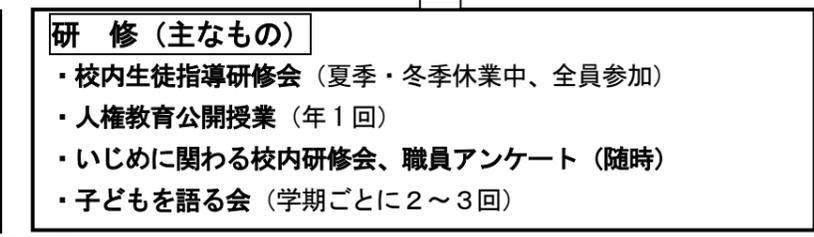
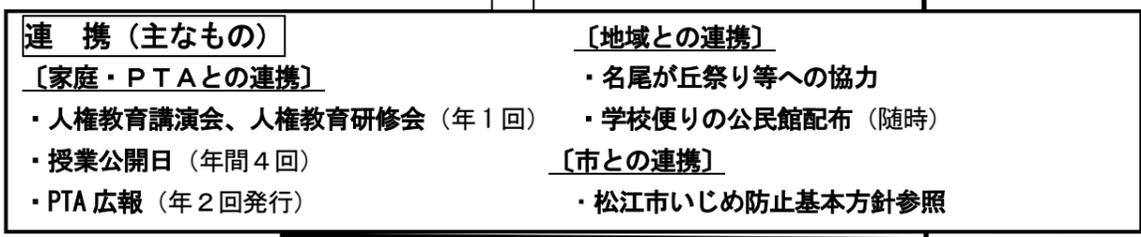
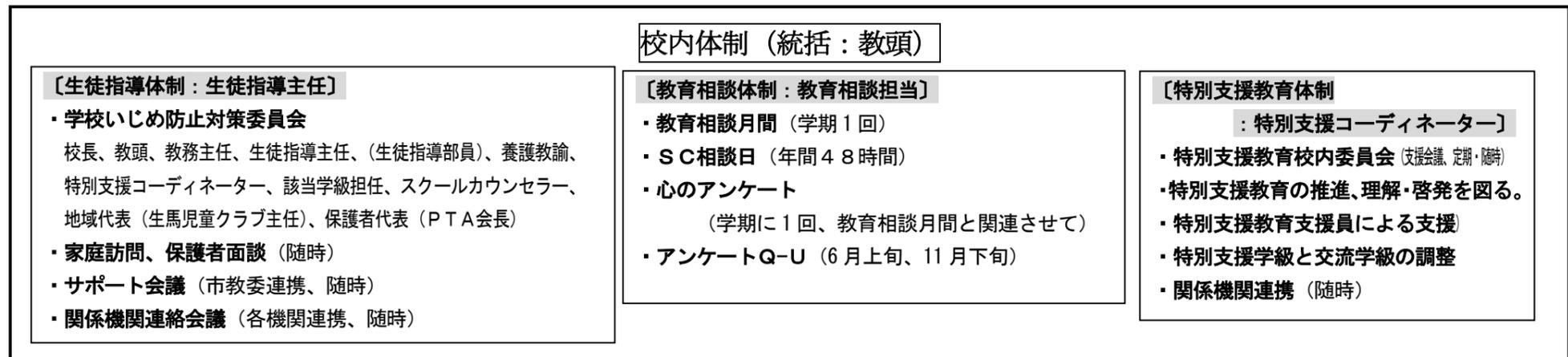
- ・誰もが多様性を尊重し、お互いに個性を生かしながら、共に支え合っていく学校づくりを進める。
- ・いじめが全ての児童に関係する問題であることから、児童が安心して過ごせるように、学校の内外を問わずいじめの未然防止に努める。
- ・いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分理解できるよう、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることをめざす。
- ・いじめを受けた児童の生命及び心身の保護が特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域・その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

学校教育目標
「心身ともにたくましく 心豊かにいきいきと学ぶ 生馬の子」の育成

生馬小 人権宣言
「一人一人を大切に」
「わかり合う 認め合う」
「尊敬し合う」

めざす子ども像
○しっかり学ぶ子
○助け合う子
○自分をきたえる子

生徒指導目標
「明るくあいさつがひびき、みんなが気持ちよく過ごせる学校」
一人一人の児童が、個々の力(よさ)を発揮して、いきいきと学校生活を送ることができるように生徒指導を行っていく。



いじめの未然防止のための取組

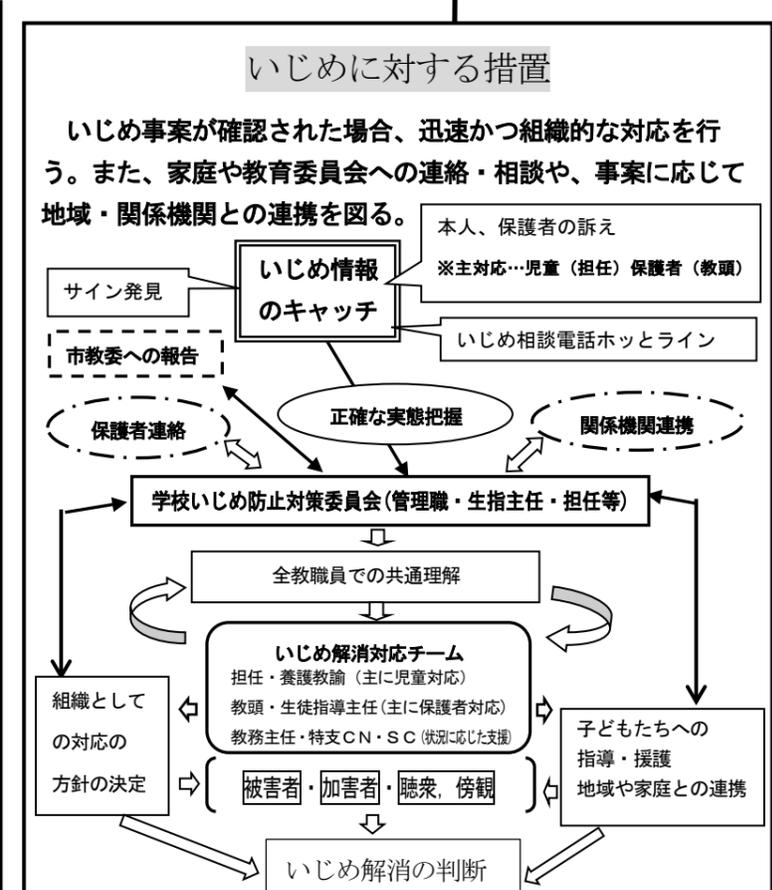
全ての児童がいじめに向かうことなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある人間へ成長するよう促し、いじめを生まない土壌作りに取り組む。

- いじめ問題に対する教育の推進**
 - ・児童同士のかかわり合いを取り入れた「わかる授業づくり」
 - ・一人一人を大切にする「学級づくり」
 - ・児童会・生徒会交流会を通じた縦横の交流
 - ・配慮の必要な児童への支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 人権教育の推進**
 - ・人権教育の充実(人権月間、人権標語)・道徳教育の充実
 - ・10月を「人権月間」とし、自他を尊重し合う活動を工夫する
- インターネットを通じて行われるいじめの防止**
 - ・情報モラル教育の充実(インターネットの正しい使い方の指導)
- いじめを発生させない組織作り**
 - ・「アンケートQ-U」を活かしたより良い学級集団づくり
 - ・学校の取組を定期的に振り返り、取組の様子を確認したり取り組み方を改善したりする
 - ・学校評価を活用し、校内外の様々な視点からいじめの未然防止等の取組を評価し、改善にいかす

いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形でられることを認識し、疑いをもって早い段階からの確に関わりを持つようにする。いじめを積極的に認知し、組織的対応と報告、連絡、相談を徹底し、保護者との連携を図る。

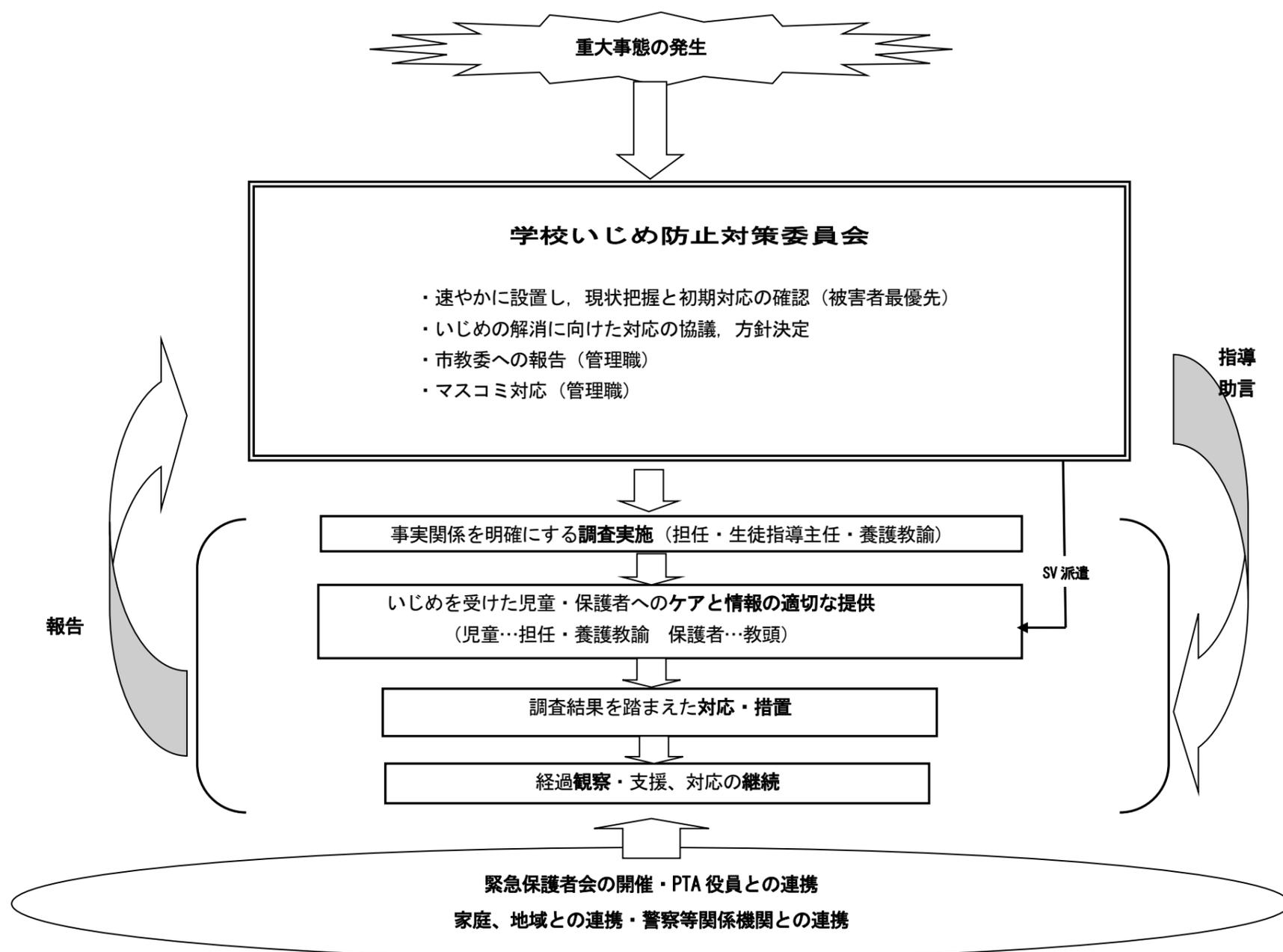
- 子どもの状態の把握**
 - ・朝の健康観察や授業、日記、日常の様子や会話を観察しけんかやふざけあいであっても事情を調査し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- 相談しやすい体制づくり**
 - ・学期に1回ずつ、教育相談月間を設けて児童と面談する。
 - ・アンケートQ-Uや心のアンケートなどのアンケートの実施により児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・全職員が児童についての気づき(気になること)を、生徒指導主任や管理職に早めに伝え、情報の共有と対応につなげる。
- アンケート等の活用**
 - ・上記のアンケート等の客観的な資料を活用し、潜在的ないじめの早期発見をめざす。
 - ・学期に1回ずつ、学級の児童の様子を語る場を設け、気になる児童について全教職員で情報の共有化を図る。



重大事態への対応 いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、速やかに教育委員会と連携し対応を進める。

(裏面チャート図参照) **重大事態** ①児童が自殺を企図した場合 ②身体に重大な傷害を負った場合 ③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合 ⑤相当期間(年間30日目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 ⑥児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

重大事態への対応 (チャート図)



ネット上にいじめなどに通じる不適切な書き込み等を発見した場合

- ①プロバイダに連絡し、直ちに削除する措置をとって、被害の拡大を防ぐ。
- ②市教委に連絡し、適切な支援を依頼する。

いじめ解消の判断

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害を受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。また、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

参考 《いじめ初期対応の基本》 (生徒指導推進室より)

さ 最悪の事態を想定して

最善を尽くす
再発防止への取組

し 慎重に

す 素早く

せ 誠意をもって

そ 組織をあげて (事実確認は複数で)

(下線部分は生馬小で追加)